

第2回自転車安全適正利用対策検討会議概要

R1.9.12 13:15-15:15

1. 開会
2. リニア交通局長あいさつ
3. 議事
 - (1) 県政モニターアンケート結果について
 - (2) 論点の整理
 - (3) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について
 - (4) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）について

（事務局より資料により説明）

【座長】

- ・ 各構成員には、これまでの経験を踏まえ御意見を伺いたい。

安全適正利用の施策について

【構成員】

- ・ 映像による啓発はお金をかけて伝わらないともったいないので、例えばアニメーションなどで環境映像的に流せて、誰にも圧迫感を与えずにメッセージが伝わるようなものができたらよいと思う。
- ・ ブックやチラシの活用は現実的には難しく、配布しても捨てられたり、ダウンロードしてもらえないことが多い。予算の中でできて、できる限り広くの方に反復して啓発できるものがないと思う。
- ・ 体験型教室（スケアード・ストレイト）はお金がかかって効果が難しい。一定の年齢以下の子には効果がないという世界的な認識がある。お金をかけて数回しかできないなら、その予算で広く皆さんに伝えられる事業を考えた方がよい。
- ・ 保育園とか学校で、税金で運営しているところには、親が交通ルールを守って連れてくることを条件に入れるとよい。
- ・ 幼稚園、保育園、小学校などの職員にルールを教育してくださいというのはハードルが高いので、職員がルールを伝えやすくするためのマニュアルがあればよい。
- ・ 幼児教育が重要な理由は、親御さんと幼児の両方に伝えられる機会であるということ。親御さんに染みついている間違ったことをお子さんに伝えないし、幼児は吸収してくれてその後のステップにつながる。

【構成員】

- ・ マナーブックや映像を子どもたちに配布したり見せたりするのは簡単だと思うが、問題は親がどうやってこの情報を手に入れるか。自転車を子どもに買い与えるのは親なので、自転車を売る側がやるべきことがすごく多いと思う。

【構成員】

- ・ どこかの誰かの話ではなく、自分のこととしてリアルに考えられるようにしていくことが重要だと思う。怖がらせればよいということでもないし、経費

の問題もあるかもしれないが、誰でも今すぐ起こりうるリアルな世界だということ認識させる方向に持って行っていただければと思う。

保険加入促進について

【構成員】

- ・ 保険に入って安心して運転できるように、保険のことを知らない人や関心のない人にどう啓蒙していくか考える必要がある。例えば小売業者が購入者に対して啓発することが出発だと思う。

【構成員】

- ・ 既存の小売業者は自転車安全整備士の資格をもっていて点検整備の付帯としてTS保険を勧めているが、販売割合の8割を占めるスーパー量販店では忙しく勧めていない状況にある。

【構成員】

- ・ 保険業法で保険商品を勧めてはいけないというのがあって、小売店がビクビクしてしまっていることがある。小売店に対して、これだったら法律に触れませんという啓発のマニュアルを示せば販売店のPRが楽になる。
- ・ 保険は様々な保険商品から選ぶことになるが、自転車保険やTS保険と別に、相手の物を壊したりケガをさせた時に補償される個人賠償責任保険があって、三輪車やストライダーなど自転車保険でカバーされないものもカバーでき、また、公道上という限定もないので、個人賠償責任保険をわかりやすく伝えていくことが必要。

【構成員】

- ・ 店では社員全員が保険業の資格を持っていて保険を販売している。資格を取得することはそれほど難しくない。販売店に保険業の資格を義務づけることは難しいと思うが、自転車販売している方が保険の勧誘の資格を持っていることが理想的だと思う。
- ・ マウンテンバイクでオフロードを走るような場合、自転車保険にはいわゆるオンロードしか対象としていない保険もあるので、説明できるようにしておく必要がある。
- ・ 山梨はマウンテンバイク利用者が多いと感じているので、条例を作る上でマウンテンバイクは独立させて名前を出す必要もあると思う。

貸付事業者の義務づけ範囲について

【構成員】

- ・ 地元のレンタサイクル事業者は兼業でやっている方が多く、実効性という点で考えると保険料分の収益が落ちることになる。一日保険のようなものがあって利用者に転嫁できればよいが。

【構成員】

- ・ 自転車自体に不備があったならともかく、利用者の運転ミスなど施設に起因しない事故について、業者が負担をしなければいけないのかという問題はある。

【構成員】

- ・ 片手間でやっているとしても、お客様に貸す以上は、1年に1回もメンテナンスしないというのは非常に危険が高い。TS保険のようなメンテナンスをするとついてくる保険もあるので、保険加入の義務はそれほど無理な要求にはならないと思う。
- ・ 今後、シェアサイクルが普及してきた時に、保険の説明義務が出てくると自動的に借りる際にどうするかということもあるので、シェアサイクルの普及を視野に入れて検討した方がよい。

ヘルメットについて

【構成員】

- ・ ヘルメットを買えない家庭も実際にはある。また、これまでかぶっていなかった小中学生に急にかぶれとなっても難しい。

【構成員】

- ・ ヘルメット着用を条例化することで強い啓発にはなると思うが、現実的に買い物にヘルメットをかぶらなきゃならないというのは厳しい。自転車事故で命を落とされている方は高齢者が多く、ヘルメットをかぶってさえいれば助かったという方が半分以上占めるので強く推奨することはよい。
- ・ 同乗幼児については、唯一自身で危険の感知ができないことや、幼児の段階からかぶっているとヘルメットを嫌いにならないというのがあるので、同乗幼児は義務にしてもらえればよいと思う。
- ・ 警察の方がモデルとして格好いいヘルメットをかぶって自転車に乗ってくれるとかぶった方が格好いいという啓発になる。
- ・ 幼児のケガは交通事故の統計では少ないが、運転している人が転んで幼児がケガをするケースが多くある。ヘルメットと合わせてシートベルトも努力義務で入れたら、水面下の事故が減ると思う。

道路環境の整備について

【構成員】

- ・ 道路環境が悪いから事故が起きるとというのが一番多いと思う。道路整備については、わかるように計画的に進めてもらえればと思う。

次回に向けて

【座長】

- ・ 多くの意見をいただき有意義な議論ができた。本日の意見を踏まえ、次回はより具体的な施策、条例の素案を示していただきたい。

以上